

## 売上50%減の中小企業、個人事業主対象、申請代行します！

法人 上限 **60万円** 個人事業主 上限 **30万円**

返還不要の  
支援金

※国の公表（3月1日現在）より記載のため、内容が一部変更になる場合があります。

本人による  
電子申請のみ  
行政書士だから  
申請代行可！

### ●あなたの事業は対象となるのか！？

#### ①飲食店と直接・間接の取引があること

※上記の飲食店とは、地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力金の支給対象の飲食店（一時支援金の対象外）

- 食品加工・製造事業者（惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者等）
- 器具・備品事業者（食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者等）
- サービス事業者（接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者等）
- 流通関連事業者（業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者等）
- 飲食品・器具・備品等の生産者（農業者、漁業者、器具・備品製造事業者等）

#### ②不要不急の外出・移動の自粛による影響を受けたこと

- 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うBtoC事業者
- ①旅行関連事業者（飲食事業者（昼間営業等の飲食店★等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等）、小売事業者（土産物店等）等
- ②その他事業者（飲食事業者（昼間営業の飲食店★等）、文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等）等
- ★地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力金の支給対象ではない飲食店
- 上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者（食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者等

上記に例示している事業であれば必ず給付対象となるわけではありません。また、例示事業に該当しなくとも条件を満たせば給付対象になります。

各種  
申請代行

飲食店等の営業時間短縮・休業の協力金、  
申請代行いたします！

- 1月12日～2月7日 162万円
- 2月8日～3月7日 168万円

手続きの  
時間がない方  
めんどうな方

1日も早い  
受給のため  
電子申請  
したい方

あなたの街の  
身近な  
法律家

●行政書士とは？ 守秘義務のある国家資格の専門家  
法律に基づいて、官公署に提出する書類作成、権利や義務・事実の証明などの書類作成、その書類の提出や許認可手続、各種の相談に応じることを中心に活動しております。 ※埼玉県行政書士会川口支部HPから抜粋

### 藤田みつぐ行政書士事務所

行政書士・藤田 貢 登録番号18130058  
埼玉県行政書士会 川口支部所属

TEL 070-4060-1340

受付時間（平日）：10:00～17:00（FAX・メールは24時間、休日も受付可）

FAX 020-4624-7063 fullmarks2006@gmail.com

〒332-0023川口市飯塚1-2-16、1F-1（川口ホームズ・ビズサークル内）

ご相談  
お見積  
無料

川口市内での申請  
必要経費以外  
～6万円  
（申請1件当たり）

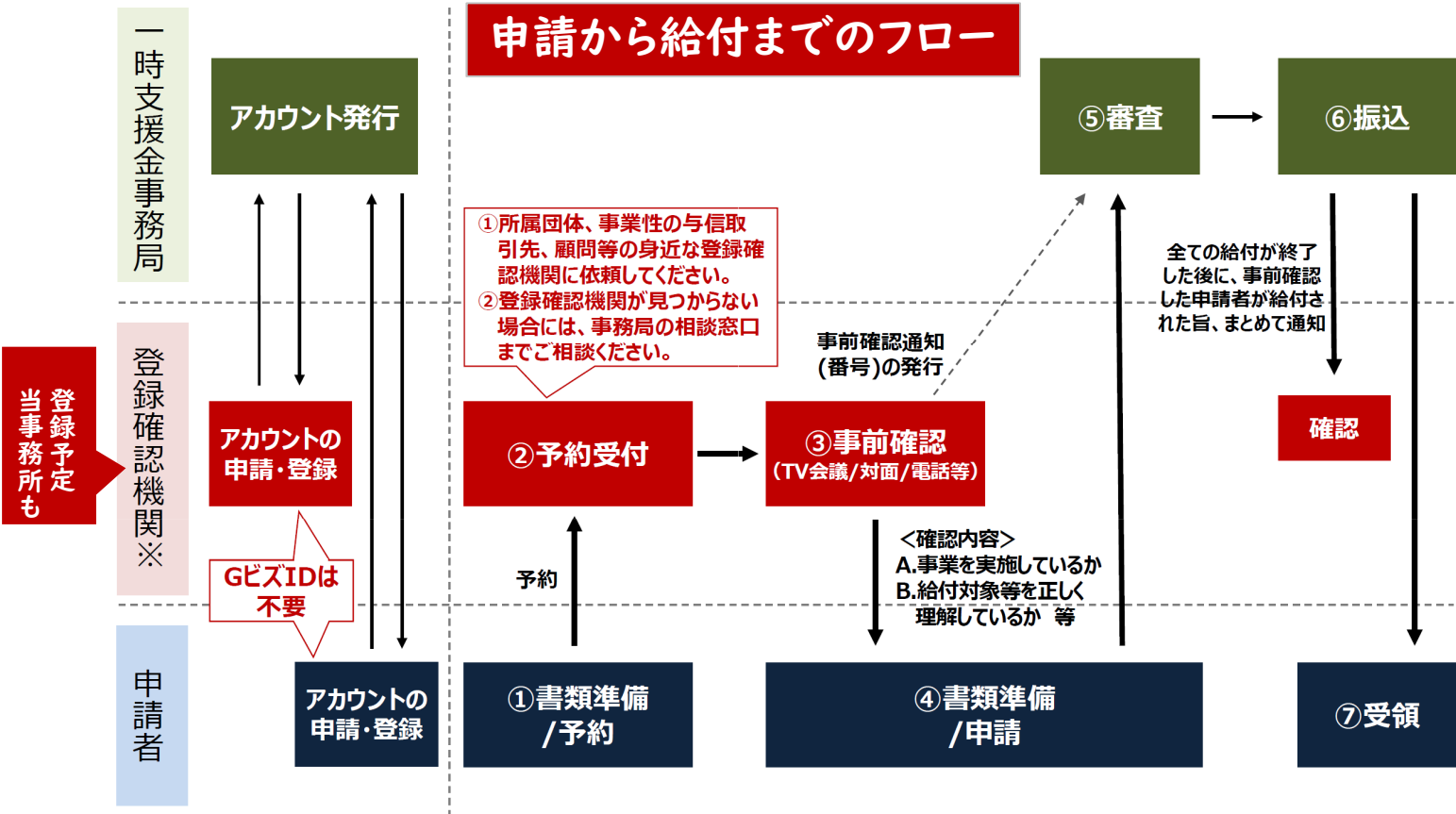


# 一時支援金、申請のためのポイント!

- ① 地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。
- ② 一時支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。
- ③ 2019年1月～3月及び2020年1月～3月までを、その期間に含む全ての確定申告書が必要となります。※個人事業主は、まずは令和2年(2020年)分の確定申告の実施を!
- ④ 登録確認機関により、事業の実施状況・支援金の趣旨を理解しているのか、TV会議、対面、電話等で確認が行われます
- ⑤ 支援金の趣旨にそった反復継続した取引を示し、7年間、保存する書類(帳簿等)あり

給付額	= (前年又は前々年の対象期間の合計売上) - (2021年の対象月の売上) × 3ヶ月 【法人の例】 2020年売上: 1月50万円、2月40万円、3月30万円 2021年売上: 2月20万円の場合 → 2月の売上が40万円 → 20万円で50%減少 支給額計算 (50万円 + 40万円 + 30万円) - (20万円 × 3) = 60万円 (法人の上限60万円)
期間・対象月	1月～3月まで、対象期間から任意に選択した月
申請受付期間	2021年3月8日(月)～5月31日(月)
その他②	2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少

## 申請から給付までのフロー



行政書士だから申請代行可! 申請受理、審査中、審査完了等を随時、お客さまへ報告!

申請フォームの記入・送信を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあり

### 当事務所のサポート内容

### 費用(税込み)

一時支援金事務局への申請代行(各1申請ごとに)

※申請に必要な書類を当事務所で追加作成の場合、別途1書類5,000円の追加費用が必要

支援金の5%  
※30,000円より

【3月中旬～予定】事業確認機関として事前確認のみ(各1申請ごとに)

5,000円